令和８年第２回川西町
議会定例会会議録

令和８年６月５日　金曜日　午前９時30分開議

議長　鈴木幸廣　　副議長　遠藤明子

出席議員（１２名）

１番　舩山千鶴君	２番　鈴木孝之君
３番　寒河江寿樹君	４番　渡部秀一君
５番　寒河江　司君	６番　吉村　徹君
７番　伊藤　進君	８番　神村建二君
９番　橋本欣一君	１０番　髙橋輝行君
１２番　遠藤明子君	１３番　鈴木幸廣君

欠席議員（０名）

説明のため出席した者

町長	茂木　晶君	教育長	片倉和之君
総務課長	有坂強志君	企画財政課長	中山宗隆君
政策推進課長	色摩良一君	会計管理者・税務会計課長	梶山由美君
住民課長	大河原孝如君	福祉介護課長	鈴木　玄君
健康子育て課長	齊藤敏明君	農林課長	大友勝治君
商工観光課長	安部博之君	地域整備課長	金子満博君
教育文化課長	前山律雄君	監査委員	嶋貫榮次君
企画財政課課長補佐（財政担当）	石田英之君		

事務局職員出席者

議会事務局長　鈴　木　優　徳　　事務局長補佐　竹　田　紀　子

主　　任　髙　橋　知　希

議　事　日　程　（第　１　号）

令和８年６月５日　金曜日　午前９時30分開議

・　諸般の報告

・　町政報告

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　報告第１号　令和７年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第　４　報告第２号　令和７年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和８年度事業計画について

日程第　５　報告第３号　令和７年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和８年度事業計画について

日程第　６　議第４５号　令和７年度川西町一般会計補正予算（第１１号）の専決処分の承認について

日程第　７　議第５３号　旧高山小学校退避所設置に係る屋内運動場解体工事請負契約の締結について

日程第　８　議第５０号　使用料、手数料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の設定について

日程第　９　議第５１号　川西町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１０　議第５２号　川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１１　議第４６号　令和８年度川西町一般会計補正予算（第１号）

日程第１２　議第４７号　令和８年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第１３　議第４８号　令和８年度川西町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第１４　議第４９号　令和８年度川西町下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第１５　議案の委員会付託

日程第１６　請願の付託

請願第２号　副町長の選任に関する請願

請願第３号　核兵器禁止条約（ＴＰＮＷ）への日本政府の署名と批准を求める意見書提出についての請願

請願第４号　ＪＲ羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備促進に係る請願

請願第５号　ＪＲ羽前小松駅前の駐車場確保に係る請願

請願第６号　置賜広域水道用水供給事業の責任水量に関する請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○議長　全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和８年第２回川西町議会定例会を開会いたします。

（午前　９時３０分）

◎開議の宣告

○議長　直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長　本日の会議は、既に配付しております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めております。

◎諸般の報告

○議長　この際、私から諸般の報告を行います。

去る５月20日、本町を会場に置賜地方町村議会議長会臨時総会が開催されました。議事については、令和７年度歳入歳出決算の認定について、令和８年度事業実施計画について、令和８年度補正予算（第１号）について提案され、それぞれ原案どおり認定可決されました。

次に、６月１日、大江町を会場に山形県町村議会議長会臨時総会が開催されました。会議では、令和７年度山形県町村議会議長会収入支出決算が提案され承認されました。また、各地方からの提出議題12件が提案され、原案どおり可決されました。なお、置賜地方町村議会議長会からは、遊休施設の解体・撤去費用に対する支援の充実について、空き家対策の推進及び支援について、そして、置賜地域における主要道路網の整備促進についての３件を提案いたしました。

諸般の報告を終わります。

◎町長の町政報告

○議長　町長の町政報告を行います。

町長茂木　晶君。

（町長　茂木　晶君　登壇）

○町長　おはようございます。

私から３月からの町政報告を行います。

３月４日から23日まで、第１回川西町議会定例会が開催されました。

３月24日、川西町雪害対策本部を解散しました。

継続的に町民への情報発信、注意喚起を図り、町民生活の安全確保に努めてまいりましたが、雪害による災害が発生するおそれがなくなったとの判断から、対策本部を解散しました。

４月５日、今年度の川西町消防団辞令交付式を行いました。

長岡団長から、承認幹部39名、新入団員９名を対象に辞令を交付しました。

なお、今年度は、団長以下総勢389名の体制で、消防・防災活動を推進してまいります。

４月９日、川西町自治会長会会議をまちなかテラスにて開催いたしました。

今年度は、154名の自治会長に対して委嘱状を交付し、自治会長に依頼する業務等を説明した後、意見交換を行いました。

４月19日、今年度の川西町消防団春季消防演習を行いました。

５月１日、第３回川西町議会臨時会が開催されました。

同日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

５月２日、川西まちなかテラス竣工式及び記念式典を挙行いたしました。

５月３日、令和８年度川西町二十歳のつどいを開催いたしました。

５月22日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

５月29日、第１回川西町介護保険運営協議会を開催いたしました。

会議では、令和８年１月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の調査結果について説明し、委員各位からご意見等をいただきました。

次に、入札執行状況について、１件500万円以上の入札執行状況を報告いたします。

月日、４月７日、工事名、準用河川万福寺川築堤工事１工区、落札金額、2,145万円、落札者、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽、ほか記載の４件の入札を執行したところです。

以上、町政の報告とさせていただきます。

○議長　町長の町政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長　日程第１、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

６番吉村　徹君、７番伊藤　進君、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長　日程第２、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付いたしております会期及び審議予定表のとおり、本日６月５日より６月17日までの13日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、会期は13日間と決定いたしました。

◎報告第１号　令和７年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長　日程第３、報告第１号　令和７年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、町長の報告を求めます。

町長茂木　晶君。

○町長　報告第１号　令和７年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告申し上げます。

内容については、中山企画財政課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長　中山企画財政課長。

○企画財政課長　私から、報告第１号　令和７年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第213条第１項の規定に基づき繰り越した予算について、同法施行令第146条第２項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

川西町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

２款総務費、１項総務管理費、防災対策事業から、以下13件の繰越事業がございます。

列の中頃でございますが、翌年度繰越額としまして、合計３億8,472万8,000円の繰越額でございます。

この繰越額に対する財源でございますが、右側見ていただきまして、既収入特定財源100万円、また、未収入の特定財源としまして、国庫支出金が5,524万2,000円、県支出金が280万3,000円、町債が３億510万円、その他170万5,000円、一般財源としまして1,887万8,000円の繰越しの財源となります。

令和８年５月31日付、町長名でございます。

続きまして、ただいま申し上げました繰越しの事業の概要についての資料をご覧いただければと思います。

２款１項防災対策事業、自治体衛星通信機器衛星通信システム第３世代化事業における県負担金でございます。

２款１項公共交通対策事業、山形鉄道施設等整備に係る補助金でございます。

２款１項物価高騰重点支援くらし応援商品券配布事業、くらし応援商品券換金業務委託及び商品券原資負担金でございます。

２款３項住民基本台帳ネットワークシステム整備事業、氏名の振り仮名の初期登録対応に係る住民記録システム改修業務委託でございます。

２款３項戸籍電算化システム整備事業、旧氏及び旧氏の振り仮名表記等に係る戸籍附票システム改修業務委託でございます。

３款１項物価高騰に伴う住民税非課税世帯応援商品券配布事業、住民税非課税世帯応援商品券換金業務委託及び商品券原資負担金でございます。

６款１項ため池総合整備（鏡沼・大沢）事業、鏡沼下流水路洪水吐第２期改修工事でございます。

６款１項団体営土地改良事業、土地改良区の農業用水路等長寿命化事業負担金でございます。

６款１項農業用水路等長寿命化・防災減災事業、鑓水沢ため池２号廃止に係る堤体開削工事となります。

６款２項森林経営管理事業、経営管理権集積計画に基づく伐採業務委託及び林道北沢線復旧工事でございます。

８款２項岡之在家高橋線道路改良工事、町道岡之在家高橋線の自歩道設置工事となります。

８款３項河川管理事業、万福寺川築堤工事及び山口沢川管理道路設置工事となります。

10款２項小学校教材備品整備事業、小学校におけるタブレット端末使用に係る天板拡張器具整備となります。

説明は以上でございます。

○議長　報告を終わります。

◎報告第２号　令和７年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和８年度事業計画について

○議長　日程第４、報告第２号　令和７年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和８年度事業計画について、町長の報告を求めます。

町長茂木　晶君。

○町長　報告第２号　令和７年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和８年度事業計画について報告申し上げます。

報告理由につきましては、川西町土地開発公社に対し、出資その他の財政的援助を与えているので、その経営状況等を報告するものであります。

内容については、色摩政策推進課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長　色摩政策推進課長。

○政策推進課長　私より、報告第２号　令和７年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和８年度事業計画についてご報告を申し上げます。

地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、令和７年度川西町土地開発公社の経営状況及び令和８年度の事業計画を別紙のとおり報告するものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

報告理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

初めに、令和７年度川西町土地開発公社決算書をご説明いたします。

１ページ、事業報告でございます。

１の事業報告では、（１）から（３）まで公社で所有している土地の状況についてでございます。

14ページ以降にこの場所の位置図を添付してございますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

それでは、１の事業報告でございます。

（１）代行用地、（２）完成土地等、（３）開発中土地でありますが、土地の移動はありませんでしたので、それぞれ事業費及び取得額はゼロでございます。

２の理事会及び監査会の開催状況報告です。

（１）の理事会は２回、（２）の監査会は１回、開催してございます。

次に、２ページ、３の役員に関する報告でございます。

（１）役員は理事10名、幹事２名をもって構成してございます。

（２）役員名簿は令和８年３月31日現在となってございます。

次に、３ページ、財産目録でございます。

初めに、区分中の資産の部でございます。

１、流動資産の合計につきましては、合計で3,817万819円となります。内訳につきましては、（１）現金及び預金から（４）開発中土地までであります。

次に、２の固定資産の合計につきましては、１円でございます。

よって、この資産の合計は3,817万820円となるものでございます。

次に、４ページ、貸借対照表でございます。

初めに、資産の部です。

内訳は、１の流動資産と２の固定資産で構成されておりまして、さらに、その内訳につきましては、記載のとおりでございます。資産の部の合計は3,817万820円でございます。

次に、資本の部でございます。

内訳は、１の資本金と２の準備金で構成されており、さらに、その内訳につきましては、記載のとおりでございます。資本の部の合計は3,817万820円で、資産の部と資本の部の金額は同額となるものでございます。

次に、５ページ、損益計算書でございます。

事業収入はございませんので、１、販売費及び一般管理費と２の事業外収益のみとなります。

初めに、１の販売費及び一般管理費では、（１）人件費と（２）の経費で事業損失額は８万1,768円となるものでございます。

２の事業外収益では、（１）受取利息と（２）の雑収益で事業外収益合計は17万8,718円で、経常利益及び当期純利益は９万6,950円となったものでございます。

次に、６ページ、キャッシュフロー計算書でございます。

１、事業活動によるキャッシュフローは、（１）人件費支出から（４）雑収益までの合計

で９万6,950円でございます。

（２）の投資活動、（３）の財務活動はゼロ円でございます。

４の現金及び現金同等物期首残高は876万182円であり、５の現金及び現金同等物期末残高は885万7,132円となるものでございます。

次に、７ページ、令和７年度利益金計算書でございます。

１、前事業年度繰越準備金は3,307万3,870円、それに２の当事業年度純利益９万6,950円を加え、３、余剰金は3,317万820円となり、これを翌年度繰越準備金として処分するものでございます。

次の、８ページ及び９ページは、収入支出決算報告でございます。

ただいまご説明申し上げました説明内容の内訳となりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、10ページ、資本的支出でございます。

工業団地内の附帯用地の１件分の取得費として３万円を計上しておりましたが、取得には至らなかったため、決算額はゼロ円となるものでございます。

次に、11ページ、事業資産明細表でございます。

先に説明させていただきました所有地それぞれの期首及び期末の残高でございます。動きがなかったため、期首、期末、それぞれ同額となるものでございます。

次に、12ページ、有形固定資産明細表でございます。

資産の処理はパソコン一式で、減価償却は終了しておりまして、期末残高は１円となるものでございます。

次に、13ページ、令和７年度川西町土地開発公社決算の監査報告でございます。

後ほどご覧いただきたいと思います。

14ページ以降は、冒頭ご説明を申し上げました所有地の位置図となります。

以上が令和７年度の決算状況となります。

続いて、令和８年度川西町土地開発公社予算事業計画及び資金計画書をご説明をいたします。

１ページ、令和８年度川西町土地開発公社予算でございます。

公社の予算につきましては、第１条は総則でございます。

第２条の令和８年度の重点事業につきましては、（１）（２）につきましては、所有地の売却、（３）につきましては、工業団地附帯用地の取得を行うものということでございます。

第３条、収益的収入及び支出でございます。

収入、第１款の事業収入では、公有地取得事業収益、土地造成事業収益による売却収益と、第２款の事業外収益では受取利息を見込みまして、収入合計は2,373万9,000円となるものでございます。

次に、支出、第１款の事業原価では、公有地の取得事業原価、そして土地造成事業原価でございます。第２款販売費及び一般管理費、これらを見込み、支出合計は2,780万9,000円となります。収益的収入支出差引額につきましては、マイナスの407万円を見込むものでございます。

第４条は資本的支出でございます。資本的支出は３万円とし、収入がないため、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第５条の長期借入金です。長期借入金の限度額は、令和５年度より１億円と定めているものでございます。

次に２ページ、第１表、事業実施計画及び資金計画書でございます。

これは、ただいま申し上げました前ページの第２条に規定する第１表となるものでございます。

事業実施計画の記載の内容につきましては、今申し上げた内容のとおりでございます。

事業実施計画における資金計画書につきましては、当年度の見込額のところをご覧いただきたいのですけれども、そこの欄の初めに、受入資金につきましては、１の代行用地売却収益から４の前年度繰越金の合計で、3,259万円でございます。

次に、支払資金につきましては、１の土地造成事業と２の販売費及び一般管理費の合計で、337万円となるものでございます。

受入資金から支払資金を差し引いた額は、3,225万3,000円となるものでございます。

３ページには、収入支出予算事項別明細書、そして、４ページには、資本的支出の明細書を添付してございますので、こちらも後ほどご覧いただきたいと思います。

最後、５ページでございます。

令和８年４月１日現在の川西町土地開発公社の役員名簿でございます。役員は、理事10名、幹事２名をもって構成しているものでございます。

私からの報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長　報告を終わります。

◎報告第３号　令和７年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和８年度事業計画について

○議長　日程第５、報告第３号　令和７年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和８年度事業計画について、町長の報告を求めます。

町長茂木　晶君。

○町長　報告第３号　令和７年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和８年度事業計画について報告申し上げます。

報告理由については、株式会社ダリヤパークサービスに対し、出資その他の財政的援助を与えているので、その経営状況を報告するものであります。

内容については、安部商工観光課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長　安部商工観光課長。

○商工観光課長　私より、報告第３号　令和７年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和８年度事業計画についてご報告申し上げます。

報告理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

令和７年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和８年度事業計画について。

地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、令和７年度株式会社ダリヤパークサービスの経営状況及び令和８年度事業計画を別紙のとおり報告するものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、第31期（令和７年度事業）営業報告書並びに決算報告書によりご説明申し上げます。

初めに、営業の概要でございます。

川西町浴浴センター並びに川西ダリヤパークゴルフ場の設置目的を基本に、公共の施設として、利用者の利便性の向上に努めてまいりました。

浴浴センターまどかは、平成７年のオープンから30周年の節目を迎え、ライブとディナーの両方を楽しめるイベントを開催するなど、様々な事業やプランを実施してまいりました。

また、パークゴルフ場につきましては、９月の東北交流大会で、東北各県から200名余りのプレーヤーが参加するなど、本町をＰＲする絶好の機会となったところでございます。

今期も、おいしい料理の提供はもとより、施設内の清掃の徹底や心のこもった接客対応等を常に心がけ、サービス向上と施設の維持管理に努めたところでございます。

続きまして、利用状況でございますが、浴浴センターまどかの利用者数につきましては、

11万3,155人で、前期に対して2,373人の増となり、部門別では、温泉、レストランで前期利用者数を上回りました。

また、ダリヤパークゴルフ場の利用状況につきましては、１万5,056人で、今期は降雨の日数が多かった影響もあり、前期に対して1,035人の減となりました。

浴浴センターまどかとダリヤパークゴルフ場の両施設を合わせた利用者数は12万8,211人で、前期に対して1,338人の増となりました。

続きまして、売上高及び損益状況でございますが、浴浴センターまどかの売上高につきましては、レストラン、温泉部門で前期を上回り、１億7,219万2,000円で、前期に対して７万3,000円の減額となりました。

また、ダリヤパークゴルフ場の売上高につきましては、757万2,000円で、前期に対して16万7,000円の減額となりました。

なお、年々利用者数が減少している食堂部門については、今期の営業を中止したところでございます。

浴浴センターまどかとダリヤパークゴルフ場の両施設を合わせた売上高合計は１億7,976万4,000円で、前期に対して24万円の減額となりました。

売上高合計に指定管理料を加えた今期総売上高は２億3,267万5,000円で、前期に対して131万7,000円の増額となりました。

売上高２億3,267万5,000円から経費となります売上原価の4,995万3,000円と販売費及び一般管理費の１億7,214万7,000円を差し引いた営業利益は1,057万5,000円で、さらに営業外収益313万8,000円を加え、営業外費用150万8,300円と法人税、事業税等20万6,000円を差し引いた当期純利益につきましては、1,192万4,000円となります。

今期は、前期よりも720万7,000円減額となったものの、黒字決算を結ぶことができましたが、今期も町及び関係機関と連携を図りながら経営の健全化に努めるとともに、貸借対照表の右下の純資産の部、利益剰余金の記載にしてございます4,429万8,775円の債務超過がございますので、こちらの解消に向けて努力してまいります。

続きまして、会社の概要及び会議等の開催でございますが、株式の状況、役員の氏名、会議等の開催につきましては、記載のとおりでございます。

なお、６ページ以降の決算報告書並びに15ページ以降の各部門の利用者調書につきましては、ただいまご説明申し上げましたとおりでございますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

続いて、株式会社ダリヤパークサービス第32期（令和８年度）事業計画書についてご説明申し上げます。

初めに、運営方針でございます。

川西町浴浴センター並びに川西ダリヤパークゴルフ場の設置目的を達成するため、お互いの施設機能を最大限に生かしながら、各種事業運営に取り組んでまいります。

また、両施設がお客様に必要とされる施設、満足していただける施設となるよう、施設の充実と利便性の向上に努めるとともに、ダリヤ園や森のマルシェ・フレンドリープラザ、まちなかテラス等と連携を図りながら、本町観光と地域の活性化に努めてまいります。

続きまして、事業概要でございます。

浴浴センターまどかでございますが、宿泊部門及び宴会部門につきましては、各種プランの展開、レストラン部門につきましては、各種ランチや料理の充実、温泉・売店部門では、入浴回数券の販売や入浴食事券のセット販売、地場産品の販売や各種サービスを実施してまいります。

ワークショップ・イベントの開催では、ワークショップなどの体験型講座や季節に応じたイベントの開催、連携・協力事業では、各団体や中学校との連携・協力による各種事業やイベントを展開してまいります。

情報発信・ＰＲ活動では、ＳＮＳやメディア、各媒体の有効活用、安全対策研修事業では、お客様に安全に安心してご利用いただくための従業員研修や、さらに上質な料理を提供するための講習会などを実施してまいります。また、外国人特定技能研修生の受入れ事業につきましても、引き続き取り組んでまいります。

ダリヤパークゴルフ場につきましては、大会・研修会等の開催、パークゴルフ普及活動、売店の運営、関係団体との連携のとおり、各関係団体との連携をしながら各種大会を開催するとともに、体験会や講習会を通じてパークゴルフの普及に努めてまいります。

続きまして、利用者、売上高等の目標値でございます。

利用者数でございますが、浴浴センターまどかにつきましては11万5,000人、パークゴルフ場につきましては１万6,000人、両施設合わせて13万1,000人の利用を目標といたしました。

次に、売上高でありますが、浴浴センターまどかにつきましては、１億7,500万円、ダリヤパークゴルフ場につきましては、800万円、両施設合わせて１億8,300万円の売上高を目標としたところでございます。

なお、24、25ページにつきましては、部門ごと、月ごとの利用者数、売上高の計画でござ

います。後ほどご確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○議長　報告を終わります。

◎議第４５号　令和７年度川西町一般会計補正予算（第１１号）の専決処分の承認について

○議長　日程第６、議第45号　令和７年度川西町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則でありますが、川西町議会運用例第２章第７項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木　晶君。

○町長　議第45号　令和７年度川西町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第３項の規定により報告し、承認を求めるためです。

内容については、中山企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長　中山企画財政課長。

○企画財政課長　私から、議第45号　令和７年度川西町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第１項の規定により、令和７年度川西町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めるものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

専第２号　令和７年度川西町一般会計補正予算（第11号）の専決処分について、地方自治法第179条第１項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分するものでございます。

令和８年３月31日、町長名でございます。

令和７年度川西町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７億1,944万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億8,465万9,000円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第２条、繰越明許費の追加は、第２表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第３条、地方債の変更は、第３表地方債補正による。

令和８年３月31日、町長名でございます。

まず初めに、第２表繰越明許費補正でございます。

追加で６款１項の団体営土地改良事業137万8,000円を追加するものでございます。

続いて、第３表地方債補正でございます。

変更でございます。

公共事業費等で１億9,890万円、2,150万円の減額でございます。

一般廃棄物処理事業2,820万円、870万円の減額でございます。

学校教育施設等整備事業５億2,050万円、10万円の減額でございます。

一般補助施設整備等事業1,920万円、190万円の減額でございます。

緊急防災減災事業２億2,740万円、960万円の減額でございます。

緊急自然災害防止対策事業４億7,050万円、4,730万円の減額でございます。

過疎対策事業12億1,350万円、350万円の減額でございます。

地方債の合計で、補正後で26億9,750万円となりまして、9,260万円の減額となるものでございます。

第１表の補正につきましては、令和７年度川西町一般会計補正予算（第11号）の概要についてご説明申し上げます。

まず初めに、１、歳出でございます。

性質別に区分しているとおりに読み上げさせていただきたいと思います。

ナンバー１、人件費、323万3,000円の減額でございます。参議院議員通常選挙及び衆議院議員の総選挙の時間外勤務等の減額となるものでございます。

ナンバー２、補助費等、１億1,880万4,000円の減額。ふるさとづくり基金管理事業返礼品

や町有牛貸付管理事業報償金などの減額によるものでございます。

ナンバー３、物件費、4,412万7,000円の減額。地域振興拠点施設整備事業備品購入費や感染症予防・予防接種事業、予防接種委託料などの減額によるものでございます。

続きまして、ナンバー４、扶助費、6,638万5,000円の減額。児童手当支給事業、児童手当等の減額によるものでございます。

ナンバー５、普通建設事業費（補助）、3,798万8,000円の減額。地域振興拠点施設整備事業、まちなかテラス整備工事請負費等の減額によるものでございます。

ナンバー６、普通建設事業費（単独）、1,484万7,000円の減額。町有牛貸付管理事業、町有牛購入費等の減額によるものでございます。

ナンバー７、積立金、3,086万1,000円の減額。ふるさとづくり基金管理事業積立金等の減額でございます。

ナンバー８、投資及び出資金、249万6,000円の減額。就職促進奨学金返還支援事業、奨学金出捐金の減額でございます。

ナンバー９、貸付金、４億70万円の減額。誘致企業支援事業、産業立地促進資金貸付金等の減額によるものでございます。

歳出合計、７億1,944万1,000円の減額となるものでございます。

続いて、ナンバー２、歳入でございます。

歳入の項目区分ごとに記載しておりますので、読み上げさせていただきます。

ナンバー１、地方譲与税、380万7,000円の減額。自動車重量譲与税等の減額でございます。

ナンバー２、利子割交付金、199万1,000円の増額でございます。

ナンバー３、配当割交付金、222万8,000円の増額でございます。

ナンバー４、株式等譲渡所得割交付金、700万7,000円の増額でございます。

ナンバー５、法人事業税交付金、98万5,000円の増額。

ナンバー６、地方消費税交付金、3,741万7,000円の増額。

ナンバー７、ゴルフ場利用税交付金、151万3,000円の減額。

ナンバー８、環境性能割交付金、313万円の減額。

ナンバー９、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金、15万8,000円の増額。

ナンバー10、地方交付税、１億3,970万6,000円の増額。特別交付税となります。

ナンバー11、交通安全対策特別交付金、1,000円の増額。

ナンバー12、国庫支出金、9,050万2,000円の減額。児童手当国庫負担金、都市構造再編集中支援事業費国庫補助金などの減額によるものでございます。

ナンバー13、県支出金、3,201万8,000円の減額。農地利用効率化等支援事業費県補助金、参議院議員選挙交付金等の減額によるものでございます。

ナンバー14、財産収入、5,129万2,000円の減額。土地売払収入、尾長島工業団地未創業地の減等によるものでございます。

ナンバー15、寄附金、7,780万円の減額。ふるさとづくり寄附金等の減額によるものでございます。

ナンバー16、繰入金、１億5,287万9,000円の減額。財政調整基金繰入金等の減額によるものでございます。

ナンバー17、諸収入、４億339万3,000円の減額。産業立地促進資金貸付金元金収入等の減額によるものでございます。

ナンバー18、町債、9,260万円の減額。町有施設整備事業債の増や中学校施設整備事業債の減額によるものでございます。

歳入の合計で、７億1,944万1,000円の減額となります。

欄外でございますが、補正後の財政調整基金の残高でございますが、９億3,636万5,000円となりまして、令和７年標準財政規模に占める割合としましては、13.1％となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長　本案に対する質疑を許します。

髙橋輝行君。

○１０番　町長、専決処分ですよね。町長、専決処分というのはご存じだと思いますけれども、これは地方自治法で認められておりますよね。私から言わせれば、伝家の宝刀なんですよ。与党だから優しく申し上げますけれども、伝家の宝刀をしょっちゅう出されたのでは、これ、困るんですよ。というふうに思います。これを言っているんじゃないよ。一般的な常識を言っているんです。時代劇も水戸黄門があったり、必殺仕置人ありますけれどもね。私、必殺仕置人のほうが好きなんだけれども、理由は言いません。伝家の宝刀をしょっちゅう抜かれたのでは、伝家の宝刀と言えないんですよ、これね。私は与党議員だけれども、議員として自分の考え方を申し上げているんです。

この内容は与党議員だから賛成します。反対できないですよ、私、与党議員だから。「茂

木　晶町政の与党議員、与党議員、与党議員、与党議員」と何回も言っているわけだから、議会壇上で言うということは、町民との約束ですよ、これね。私も、あなたでなく私も。ですから、賛成はしますよ、内容は。

ただ、議長からあった、議会の招集するいとまがないので、議運で決めて……。私も議運の委員長もしたし、議運経験ありますよ、40年やっていますからね、町会議員。これ、いろいろなところに自分の思い当たるところをよく考えてほしいんだけれども、７億ですよ、これ。町長、７億の内容。今、企画財政課長の中山課長から、いっぱいあったでしょう、これ。これを一発、提案して、聞きたいこと聞け、分科会なしだと。これは、茂木町長、これ、私はあまりにも乱暴だと思いますよ。乱暴ですよ、これ。

マスコミの山新が来ているんだけれども。山新さんがどこだか分かんない。過日の新聞で、町政執行について、茂木町政に対して批判ではないけれども、私は批判として記事は読みませんけれども、与党だからね、しかし、読みようによっては、かなり厳しい評価ですよ。どういうことだかというと、もっと丁寧にと。町長も読まれたでしょう、そこなんですよ。私、非常にそれ、気にしているんですよ、与党議員だから。原田さんのときは、野党と言っていたからね。今みたいな言い方じゃないですよ。しかし今、何回も言うけれども、これ私、いつも誤解されているんだけれども、誤解されても固い支持者がいますからね、私は、信念を持って、ここ10期40年してきたわけですけれども、これからも同じ立ち位置ですよ。しかし、与党だから賛成しますよ。

しかし、この専決処分ということについて、茂木町長が先に、専決で頼むと議会側に言ったのか。最低、鈴木議長と相談するわけでしょう。鈴木議長が、いやいやと言わなかったと、だから専決処分ということだとしますわね。

うーんって何か問題あるのか。誰だ、かるしゃんぶぎしたの。誰だ、長過ぎるつってんのか。そういう、ちょっと気をつけて、咳もしろよ。

それで、そこなんですよ。誰が言ったかどうかでなくて、町長、最低、専決でいいという腹を決めたからね。これは、町長、まあいいんですよ、これ、町長だから、茂木さんは。議会招集しなくてもいいんですよ、これ、専決処分というは。そういう例があったんですよ。だから、るる言いますと長くなりますから、非常に、これ大事なんですよ。

７億ですよ。これ、専決処分、あまりにも乱暴ですよ。ただ、議運委員長の寒河江司君が、筆頭で、決めたということだから。私はそれを覆そうとは思いませんけれども、乱暴ですよ、これ。今後、この専決処分、伝家の宝刀、これ、抜く場合は、よく考えていただいて、つま

り、町長ご自身の、私は今、議員として申し上げているわけですが、町長ご自身の、茂木町政に対する評価も下がりますよ、と思います、私はね。

こう申し上げて、町長から、感想というとおかしいけれども、ちょっとお尋ね申し上げる。

○議長　茂木町長。

○町長　ただいま髙橋議員からご指摘いただきました内容につきましては、十分検討させていただいて、今後の議会運営のほうに生かしていきたいと思います。

○議長　髙橋輝行君。

○１０番　今回は、一般質問なり、請願書なり、いろいろお頼みをされて、町民からですよ、紹介議員等になっておりますので、そこで何を語るかというふうに俺としてはシミュレーションしてきております、今回の定例会で。私がね。相手からすれば、迷惑っていうのがあるかもしれない。シミュレーションしてますよ、これ。

今、このことは言う予定なかったんですよ。前に議案書は、紙ベースで職員が届けたんですよね。今はタブレットだから、それを勝手に見ろ、勝手にという表現はあれですけれどもね。見るか見ないかは、これは議運の判断ですけれども、私は、なかなか、この、何ていうんだっけ、これ。機械を。

（「タブレット」と言う者あり）

○１０番　いや、タブレットでなくて。

（「ＡＩ」と言う者あり）

○１０番　ＡＩね。ＡＩはまた教育長、あれ、何ていうんだっけ、いわゆるこういう、今の機械、何ていうんだ。

まあ、そういうものに弱いんで、疎いんで、そういう立場で、ちょっと横着しているとこもあるんですが。

戻しますね。鈴木幸廣議長から、簡明になんて、テレビを通じて、また輝行注意されたかといったらみくさいからね、顔色を見ながらしゃべっているわけだけれども。これ、大事だから言っているんですよ、議長。分かるでしょう。あなた批判してるんじゃないよ。

それで、やっぱりこれ、町長、茂木町政満２年、我々町会議員、我々というか私、あと12か月切りましたよね。出るとすればですよ。また出るとすれば、辞める方もおられる、出るとすれば、４月選挙だから、あと11か月ですよ。６月になったから、あと10か月ですよ。任期は、４年の任期はね。町長は、それからまだ１年あるんですよね。つまり、半分終わったわけですよね。そういう中で一生懸命やっているというふうに私は思いますよ。ただ、後で

別な問題で言いますけれども、茂木町長は非常にきもんでいるんでないかと、焦っているんでないかという冷静な町民がいるんですよ。

しかし、私は、議長、ちょっと一言だけ言わせてくださいね、議会檀上で言ったでしょう、一般質問のときに。私、40年、この議員バッジをつけさせていただいておりますけれども、いろいろ、町長、いろいろあります。こう……。やめましょう。

１期４年間は自分の前町長の前任者の後始末だと。４年ですよ、４年。そして、２期目が、自分の考え方をつくっていく。そして、３期目は、それを具現化する。４年、４年、４年と。まあ、そういうものかなということで、ただ、そういうふうに言う町長もおったし、これ定番なんですよね、首長の。というふうに、細川護熙さんですか、総理大臣になった人は、権腐十年、中国のことわざを引用して、10年たつと権力者は腐ってくる。だから、３期という意味なのかね。だから、私はそういうスパンを申し上げたと言ったんですよ、その方に。そしたら、いや、茂木はよ、きもんでる。まあ、焦っているとは言わなかった、きもんでると。俺、そばに私、与党議員といえども、町長室なんてほとんど行かないし、まあ、行くべきでないですね、私、議長でもないから。行きますよ、それはね。だけれども、見ていて、私は議会檀上の答弁を聞いても、だんだん答弁も上手になっているし、勉強しているというふうに言ったんですよ。ところが、きもんでるぞ。焦っているぞと。それは理由分かんないけれども、そうお前、見えねえかと言うんですよ。私は見えないと言ったんですよ。一般質問で、るるこう予定しておりますからね。こう、こう、こうと２年間、島貫副町長に対してということを言っておりますけれどもね、二人三脚で、一般質問は月曜日ですからね、そこで申し上げますが。とにかく、あとはやめますけれども。

これ、今後、十分ひとつ、注意するとかでなくて、ご研究されて、定例議会ですから、本当に緊急なものであれば専決でやるべきだし、こんなことでまず招集するなというようなもの、過去にもありましたよ。しかし、何回も言いますけれども、７億でしょう。プレミアム金券の何かの、こだなというなものだったらなんて言わないけれども、そういうものだったら早くやれと。お互いの自治体の競い合いですからね。金のあるところは立て替えて、10万円の頃なんかやったでしょう。ないところは、来てからやっと払う、払うって、まあ、支援をしていく、そういう差があるわけですが、競い合いですよね。だから、そういうものなどは専決で、もうどんどんやってほしい。しかし、これは、さっきの繰り返しになりますけれども、担当の中山財政課長は、５分、10分、20分はかかっていないけれども、相当な時間かかっているでしょう。そして、メニューも盛りだくさんでしょう。これは、やっぱり常任委

員会付託ということであれば、そういう手続の中で情報を共有するという。

そうすれば、今、茂木町長の支持率は非常に上がってますよ。うちの娘、米沢に嫁に行ったんですが、お父さん、大したもんだなと、うちの娘が茂木町長を褒めるんです。何でお前そんなこと知っているんだと言ったら、ＳＮＳで見たと言うんです。そういう時代に私はついていけないけれども、そういう意味で、支持率が上がっているんですよ、これ。ただ、きもんでるぞと。そういうものなどを、さらにこの専決処分でやられたんでは、その支持率が上がったり下がったりするわけですが、せっかくこの上がったものが下がりはしないのかと、下がると言っているんじゃないよ、下がりはしないのかというふうに、俺みたいな考え方の者もおりますからね、それを心配して、与党だから言っているわけです。

簡単に、俺もあんまり上手でなく、上手に言ったつもりだけれども、茂木　晶町長に伝わったかどうか、ちょっと確認をしたいと思うんで、簡単にご回答をいただきたい。

○議長　町長茂木　晶君。

○町長　この７億の専決というのは非常に大きなものであるというのは、議員ご指摘のとおりであります。この６月議会の初日に専決処分するというのが、今までの慣例ということもございました。３月議会の後、５月の臨時会もあるわけですけれども、そのあたりのこの進め方については、今後、議長であったり、また議員の皆さんと相談して、進め方について、しっかりと考えてまいりたいと思います。

○議長　髙橋輝行君。

○１０番　それで十分なんですが、今、慣例という言葉を含まれましたけれども、地方自治法をいわゆる犯す、憲法を犯す、これはいけまへん。大阪弁で言えばこれはあきまへん。しかし、その慣例というものは、これは、やるか、やらないか、これは茂木町長にしかできない。この慣例を取っ払って、伸び伸びとやってくれというのが、茂木町長に対する期待だと思います。私もそういうふうに思います。ですから、慣例と言う方がぐるりにいると思うんですけれども、それを聞きつつ、やっていくというリーダーシップを、強いリーダーシップを求めます。

というように申し上げて、質問を終わります。

○議長　ほかに。

（な　　し）

○議長　ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第５３号　旧高山小学校退避所設置に係る屋内運動場解体工事請負契約の締結について

○議長　日程第７、議第53号　旧高山小学校退避所設置に係る屋内運動場解体工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則でありますが、川西町議会運用例第２章第７項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承を願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木　晶君。

○町長　議第53号　旧高山小学校退避所設置に係る屋内運動場解体工事請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、提案するものであります。

内容については、有坂総務課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長　有坂総務課長。

○総務課長　私より、議第53号　旧高山小学校退避所設置に係る屋内運動場解体工事請負契約の締結についてご説明いたします。

令和８年５月26日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した旧高山小学校退避所設置に係る屋内運動場解体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

１、契約の目的、旧高山小学校退避所設置に係る屋内運動場解体工事。

２、契約の方法、指名競争入札による契約。

３、契約の金額、9,438万円。

４、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松2344番地の１、株式会社藤島建設、

代表取締役社長、藤島英一。

本日付提出、町長名でございます。

２ページ目には、仮契約書をつけております。

こちらの工事の工期につきましては、本契約の効力を生じた日から令和８年12月18日までとしております。また、ここの２項には、「この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生する」としております。

こちらの仮契約書は５月27日付での契約でございます。

工事の概要でございますが、まず、工事名は先ほど申し上げたとおりでございます。

工事場所、川西町大字高山地内、敷地面積は１万1,635.70平方メートルでございます。

工事の内容でございますが、大きく３点ございます。

１点目、屋外退避所設置に係る屋内運動場及び渡り廊下の解体と一部改修。

２つ目、電気機械設備の解体。

３つ目、アスベスト含有建材を含む廃材の適正処分でございます。

参考資料としまして、こちらに現地の図面をつけております。この青で囲んでいる部分が今回解体する該当箇所、いわゆる体育館、そして渡り廊下の部分となります。

説明は以上です。

○議長　本案に対する質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで休憩をいたします。

再開時刻を午前10時55分といたします。

（午前１０時３８分）

○議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前１０時５５分）

◎議第５０号　使用料、手数料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の設定について

◎議第５１号　川西町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第５２号　川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第４６号　令和８年度川西町一般会計補正予算（第１号）

◎議第４７号　令和８年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

◎議第４８号　令和８年度川西町水道事業会計補正予算（第１号）

◎議第４９号　令和８年度川西町下水道事業会計補正予算（第１号）

○議長　日程第８、議第50号　使用料、手数料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の設定についてから日程第14、議第49号　令和８年度川西町下水道事業会計補正予算（第１号）までの７議案を、議事の都合により一括議題といたします。

一括議題について、議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長茂木　晶君。

○町長　議第50号　使用料、手数料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、町有施設の使用料、手数料等を改定するため、提案するものであります。

内容につきましては、有坂総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長　有坂総務課長。

○総務課長　私より、議第50号　使用料、手数料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の設定についてご説明を申し上げます。

使用料、手数料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、概要をもって説明をさせていただきます。

まず、１、改正の趣旨でございますが、町有施設の使用料、手数料等を改定するもの。

２、改正の内容。大きく２点ございます。

１点目が改正する使用料、手数料等について、次に掲げる条例に記載の使用料、手数料等について改定するものであります。①の川西町手数料条例から⑫の川西ダリヤパークゴルフ場条例まで全12条例の内容について改定するものでございます。

２つ目、見直しの方法、使用料、手数料等について、次のとおり見直しを行いました。

１点目が施設維持管理費の変動率による見直し。平成30年度からの施設維持管理費等の変動率を求め、その変動率によって見直しを行いました。

２つ目、近隣市町等との比較による見直し。各種手続等に関する使用料、手数料等については、近隣市町の当該使用料、手数料等を参考に見直しを行いました。

３の施行期日、（１）施行期日、令和８年12月１日から施行する。なお、経過措置といたしまして、まず１つ目、川西町手数料条例及び川西町情報公開条例については、令和８年12月１日以後の申請に係る手数料等について適用する。

２つ目、川西町都市公園条例、川西町教育施設等の使用に関する条例、川西町斎場等の設置に関する条例、川西町体育施設条例、川西町浴浴センター条例、川西町フレンドリープラザ条例、川西町交流センター条例、川西町交流館条例及び川西ダリヤパークゴルフ場条例については、令和８年12月１日以後の使用及び利用に係る使用料及び使用料金について適用するものでございます。

３つ目、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例については、令和８年12月１日以後の契約に係る貸付料及び使用料について適用するものでございます。

説明は以上です。

○議長　茂木町長。

○町長　議第51号　川西町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、本条例を改正するため、提案するものであります。

内容につきましては、大河原住民課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長　大河原住民課長。

○住民課長　私より、議第51号　川西町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

川西町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

提案理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、概要によりご説明申し上げます。

１、改正の趣旨でございます。印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

２、改正の内容。改正の内容は３つございます。

１つ目、（１）登録印鑑の改印を行う場合における当日発行した旧印鑑の印鑑登録証明書の取扱いについて。現に印鑑登録を行っている者が新しい印鑑を登録する場合、登録当日に旧印鑑の印鑑登録証明書を交付している場合は、その旧印鑑の印鑑登録証明書を回収するものでございます。

２つ目、（２）外国人住民が登録する印鑑について。非漢字圏の外国人住民のみならず、漢字圏の外国人住民のうち本国で公的な身分証明書で氏名に漢字が使用されない者についても、氏名のカタカナまたはその一部を組み合わせた印鑑を登録することができる内容でございます。

３つ目、（３）印鑑登録原票を磁気ディスクを使用し調製する場合の可視台帳の作成及び保管について。印影及びそれ以外の事項を登録した印鑑登録原票を磁気ディスクを使用し調製する場合でも、印鑑登録原票のほかに印鑑を台紙に押下し作成した可視台帳の作成及び保管を行うことができる内容でございます。

３、施行期日ですが、公布の日から施行するものでございます。

説明については以上でございます。

○議長　茂木町長。

○町長　議第52号　川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、水道料金の改定を行うとともに、災害その他非常時における給水装置工事事業者の確保を図るため、提案するものであります。

内容につきましては、金子地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長　金子地域整備課長。

○地域整備課長　私から、議第52号　川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議第52号　川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

提案理由についてでありますが、水道料金の改定を行うとともに、災害その他非常時における給水装置工事事業者の確保を図るため、提案するものであります。

本日付、町長名であります。

内容につきましては、議第52号資料についてご説明申し上げます。

川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の概要でございます。

１、改正の趣旨でございますが、水道料金の改定を行うとともに、災害その他非常時における給水装置工事事業者の確保を図るため、本条例を改正するものであります。

２、改正の内容でございますが、水道料金の見直し、準備料金の改定であります。

口径、現行、改定後、増加額の順で読み上げます。

まず、13ミリメートル以下については、920円、1,380円、460円となっております。

20ミリメートル以下については、1,300円、1,950円、650円でございます。

25ミリメートル以下につきましては、2,500円、3,750円、1,250円となっております。

30ミリメートル以下については、6,420円、9,630円、3,210円となっております。

40ミリメートル以下につきましては、１万1,900円、１万7,850円、5,950円となっております。

50ミリメートル以下につきましては、１万8,990円、２万8,490円、9,500円となっております。

75ミリメートル以下でございますが、４万3,650円、６万5,480円、２万1,830円となっております。

100ミリメートル以下でございますが、７万1,460円、10万7,190円、３万5,730円となっております。

100ミリメートルを超えるものについては、現行改定後に町長が別に定めるものとしております。

その下でございますが、水量料金の改定でございます。

使用水量、現行、改定後、増加額の順で読み上げたいと思います。

１立方メートル以上11立方メートル未満につきましては、168円、184円、16円でございます。

続きまして、11立方メートル以上21立方メートル未満につきましては、220円、286円、66円となっております。

続きまして、21立方メートル以上につきましては、245円、324円、79円となっております。

なお、参考までですございますが、１か月当たりの水道料金のモデルケースについて説明を申し上げます。

この資料につきましても、口径、使用水量、現行、改定後、増加額、増加率の順で読み上げたいと思います。

口径13ミリメートルで10立方メートルを使用した場合でございますが、2,860円、3,542円、682円、23.85％であります。

口径13ミリメートルで20立方メートルを使用した場合でございますが、こちらにつきましては、5,280円、6,688円、1,408円、26.67％でございます。

口径20ミリメートルで10立方メートルを使用した場合でございますが、3,278円、4,169円、891円、27.18％でございます。

口径20ミリメートルで20立方メートルを使用した場合でございますが、5,698円、7,315円、1,617円、28.38％でございます。

（２）でございますが、災害時その他非常時の場合における例外規定の追加でございます。給水装置工事は指定給水装置工事事業者が施工することになっておりますが、災害その他非常時の場合においては、本町の指定給水装置工事事業者の確保が困難になることも想定されることから、他の水道事業者等が指定した給水装置工事事業者による施工を可能にするものでございます。

３、施行期日でございますが、令和８年12月１日から施行するものでございます。

（２）改正後の川西町水道事業給水条例の規定は、令和８年12月分として認定された料金から適用し、令和８年11月分以前の分として認定された料金については、なお従前の例によるものです。

以上でございます。

○議長　茂木町長。

○町長　議第46号　令和８年度川西町一般会計補正予算（第１号）を提案申し上げます。

令和８年度川西町の一般会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条第１項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億4,083万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億2,883万1,000円とするものであります。

内容については、中山企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長　中山企画財政課長。

○企画財政課長　私から、議第46号　令和８年度川西町一般会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

令和８年度川西町の一般会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第２条、地方債の変更は第２表地方債補正による。

本日付提出、町長名でございます。

まず初めに、第２表の地方債の補正についてご説明申し上げます。

第２表地方債補正でございます。

変更でございます。過疎対策事業。補正後の金額としまして、３億8,660万円となります。合計７億6,020万円、1,750万円の増加となります。

第１表につきましては、概要書に基づきましてご説明申し上げます。

１の歳出、性質区分ごとに区分しておりますので、読み上げさせていただきます。

ナンバー１、人件費、1,776万5,000円の減額。一般職員給与費等及び会計年度の任用職員の人件費でございます。

ナンバー２、補助費等、１億768万3,000円の増額。物価高騰デジタル地域通貨配布事業、原資負担金及び過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助金等でございます。また、小学校の給食業務経費、給食費無償化補助金などの増額によるものでございます。

ナンバー３、物件費、331万1,000円の増額。地域おこし協力隊事業、隊員募集、サポート業務等の委託料の増額等でございます。

ナンバー４、扶助費、250万円の増額。災害救助費、災害死亡弔慰金でございます。

ナンバー５、普通建設事業費（補助）、１億2,282万2,000円の増額。川西診療所施設整備事業、造成工事請負費等及び地域農業構造転換支援事業、農業用機械整備補助金などの増額によるものでございます。

ナンバー６、普通建設事業費（単独）、2,550万1,000円の増額。橋梁維持管理経費、橋梁補修工事請負費などの増額によるものでございます。

ナンバー７、投資及び出資金、56万9,000円の増額。水道事業会計支援事業出資金でございます。

ナンバー８、繰出金、379万円の減額。介護保険事業特別会計繰出金の減額によるものでございます。

歳出合計が２億4,083万1,000円となります。

続いて、歳入でございます。

ナンバー１、国庫支出金、6,293万9,000円の増額。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び過疎地域持続的発展支援交付金等の増額によるものでございます。

ナンバー２、県支出金、１億1,756万1,000円の増額。地域農業構造転換支援事業費県補助金及び山形県市町村給食費負担軽減交付金等の増額によるものでございます。

ナンバー３、寄附金、１万円の増額。川西町更生保護女性会様よりの寄附金でございます。

ナンバー４、繰入金、5,492万1,000円の増額。財政調整基金からの繰入でございます。

ナンバー５、諸収入、1,210万円の減額。自治宝くじコミュニティ助成金などの減額によるものでございます。

ナンバー６、町債、1,750万円の増額。診療所整備事業債の増額によるものでございます。

歳入合計、２億4,083万1,000円の補正額となるものでございます。

欄外をご覧いただければと思います。

補正後、財政調整基金の残高が８億8,374万3,000円となりまして、令和７年標準財政規模に占める割合が12.4％となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長　茂木町長。

○町長　議第47号　令和８年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を提案申し上げます。

令和８年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条第１項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ907万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,049万2,000円とするものであります。

内容については、鈴木福祉介護課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長　鈴木福祉介護課長。

○福祉介護課長　私より、議第47号　令和８年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第１

号）についてご説明を申し上げます。

令和８年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条第１項については、ただいま町長がご説明を申し上げたとおりでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、概要によりましてご説明を申し上げます。

初めに、歳出でございます。

第１款総務費でございます。補正額13万4,000円の増額。内容については、システム改修事業委託料８万8,000円、介護認定審査会委員報酬単価４万6,000円の増額でございます。

３款の地域支援事業費でございます。951万2,000円の減額でございます。内容につきましては、包括的支援事業・任意事業の人件費692万円の減額、介護予防支援事業の人件費259万2,000円の減額でございます。

４款の基金積立金、30万円の増額でございます。内容は、預金利子の収入でございます。

歳出の合計額、907万8,000円の減額となってございます。

続いて、歳入でございます。

１款の介護保険料、159万1,000円の減額でございます。内容については、特別徴収分150万1,000円、普通徴収分９万円の減額でございます。

３款の国庫支出金、266万5,000円の減額でございます。内容は、地域支援事業交付金でございます。

４款の県支出金、133万2,000円の減額でございます。内容は、地域支援事業交付金でございます。

６款の財産収入、30万円の増。こちらは預金利子でございます。

７款の繰入金、379万円の減額。一般会計からの繰入金でございます。

歳入の合計、907万8,000円の減額となってございます。

なお、欄外でございますが、補正後の介護給付費準備基金の残高につきましては、２億2,560万2,000円となってございます。

説明は以上でございます。

○議長　茂木町長。

○町長　議第48号　令和８年度川西町水道事業会計補正予算（第１号）を提案申し上げます。

総則。第１条、令和８年度川西町水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条からの内容については、金子地域整備課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長　金子地域整備課長。

○地域整備課長　私から、議第48号　令和８年度川西町水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

総則第１条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

収益的収入及び支出の補正。

第２条、令和８年度川西町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

収入、第１款水道事業収益、４億3,407万2,000円、56万9,000円の増額、４億3,464万1,000円の計でございます。

第２項営業外収益でございます。1,256万2,000円、56万9,000円の増額、1,313万1,000円の計でございます。

支出、第１款水道事業費、４億4,083万9,000円、134万円の減額、４億3,949万9,000円の計でございます。

第１項営業費用、４億1,412万3,000円、134万円の減額、４億1,278万3,000円の計でございます。

資本的収入及び支出の補正。

第３条、予算第４条本文中「資本的収入が資本的支出に対して不足する額１億3,397万3,000円は、消費税資本的収支調整額893万円、過年度分損益勘定留保資金3,393万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金9,110万7,000円で補塡するものとする」を「資本的収入が資本的支出に対して不足する額１億3,397万8,000円は、消費税資本的収支調整額875万4,000円、過年度分損益勘定留保資金3,393万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金9,128万8,000円で補塡するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

収入、第１款資本的収入、１億1,850万円、2,800万円の増額、１億4,650万円の計でございます。

第１項企業債、8,600万円、2,400万円の増額、１億1,000万円の計でございます。

第３項工事負担金、3,000万円、400万円の増額、3,400万円の計でございます。

支出、第１款資本的支出、２億5,247万3,000円、2,800万5,000円の増額、２億8,047万8,000円の計でございます。

第１項建設改良費、１億1,085万1,000円、2,800万5,000円の増額、１億3,885万6,000円の計でございます。

企業債の補正。

第４条、予算第５条に定めた記載の限度額を次のとおり補正するものでございます。

科目、既決限度額、補正予定額、計の順で読み上げます。

水道事業債、6,040万円、2,400万円の増額、8,440万円の計でございます。

続きまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

第５条、予算８条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

職員給与費、4,042万7,000円、119万円の減額、3,923万7,000円の計でございます。

本日付、町長名であります。

それでは、議第48号資料に基づきまして説明させていただきたいと思います。

議第48号資料、令和８年度川西町水道事業会計補正予算（第１号）の概要であります。

収益的収入。

１款水道事業収益、２項営業外収益、２目他会計補助金、56万9,000円の増額であります。内容につきましては、一般会計補助金、災害復旧事業債の利息支払分でございます。

収益的支出でございます。

１款水道事業費、１項営業費用、２目配水及び給水費、134万4,000円の減額。内容につきましては、人件費の減額でございます。

また、４目総係費でございますが、4,000円の増額となっております。

続きまして、今度は資本的収入でございますが、１款資本的収入、１項企業債、１目企業債、2,400万円の増額。内容につきましては、正安寺配水附帯設備等改修工事、設計委託費として1,300万円、また、国道287号米沢川西バイパス整備関連としまして、配水管布設工事費として1,100万円。

また、３項工事負担金、１目工事負担金、400万円の増額。内容につきましては、国道287号米沢川西バイパス整備関連の工事補償でございます。

続きまして、資本的支出でございますが、１款資本的支出、１項建設改良費、１目配水設備改良費、2,800万5,000円の増額。内容につきましては、国道287号米沢川西バイパス整備関連としまして、配水管布設替えの工事1,500万円、あと、正安寺配水附帯設備等改修工事及び設計委託費としまして1,300万円、人件費の5,000円の増となっております。

以上でございます。

○議長　茂木町長。

○町長　議第49号　令和８年度川西町下水道事業会計補正予算（第１号）を提案申し上げます。

総則。第１条、令和８年度川西町下水道事業会計の補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

第２条からの内容については、金子地域整備課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長　金子地域整備課長。

○地域整備課長　私から、議第49号　令和８年度川西町下水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

総則、第１条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

収益的収入及び支出の補正であります。

第２条、令和８年度川西町下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

収入、第１款下水道事業収益、４億335万5,000円、12万円の増額、４億347万5,000円の計でございます。

第２項営業外収益、２億8,532万円、12万円の増額、２億8,544万円の計でございます。

支出でございます。

第１款下水道事業費、３億5,464万1,000円、30万4,000円の減額でございます。３億5,433万7,000円の計でございます。

第１項営業費用、３億2,973万6,000円、30万4,000円の減額、３億2,943万2,000円の計でございます。

資本的収入及び支出の補正。

第３条、予算第４条本文中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億6,481万7,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額52万円、当年度分損益勘定留保資金１億2,255万5,000円及び繰越利益剰余金処分額4,174万2,000円で補塡するものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億6,482万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額52万円、当年度分損益勘定留保資金１億2,255万5,000円及び繰越利益剰余金処分額4,174万９,000円で補塡するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

収入、第１款資本的収入、9,737万9,000円、150万円の増額、9,887万9,000円の計でございます。

第１項企業債、7,280万円、150万円の増額、7,430万円の計でございます。

支出、第１款資本的支出、２億6,219万6,000円、150万7,000円の増額、２億6,370万3,000円の計でございます。

第１項建設改良費、3,750万3,000円、150万7,000円の増額、3,901万円の計でございます。

続きまして、企業債の補正でございますが、第４条、予算第６条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

科目、既決限度額、補正予定額、計の順で読み上げます。

下水道事業債、3,680万円、150万円の増額、3,830万円の計でございます。

続きまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第５条、予算第９条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

職員給与費、2,442万1,000円、38万9,000円の減額、2,403万2,000円の計でございます。

続きまして、利益剰余金の処分でございます。

第６条、第10条に定めた繰越利益剰余金及び減債積立金の金額を次のように改める。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

繰越利益剰余金、4,174万2,000円、7,000円の増額、4,174万9,000円の計でございます。

減債積立金、4,174万2,000円、7,000円の増額、4,174万9,000円の計でございます。

本日付、町長名であります。

議第49号の資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

まず、収益的収入でございますが、16款下水道事業収益、２項営業外収益、５目他会計補

助金ということで12万円の増額。内容は、一般会計からの補助金となっております。

続きまして、収益的支出でございますが、18款下水道事業費用、１項営業費用、５目総係費、30万4,000円の減額でございます。内容につきましては、職員給与20万6,000円の減額、職員手当の13万4,000円の減額、法定福利費12万4,000円の増額、その他８万8,000円の減額でございます。

続きまして、資本的収入に入ります。

20款下水道事業費資本的収入、１項企業債、１目企業債、150万円の増額。内容は建設改良債でございます。

資本的支出でございますが、22款下水道事業資本的支出、１項建設改良費、１目建設改良費、150万7,000円の増額。内容につきましては、八幡第２マンホールポンプ水位計の更新工事であります。

説明については以上でございます。

○議長　一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑ではなく、総括的な質疑となるようご留意願います。

髙橋輝行君。

○１０番　若干、枕の部分を申し上げたいと思いますが、財政調整基金、これは言うまでもなく、町の言うなれば貯金ですよね、貯金。さらに、万が一の場合の備えということは、繰り返し言うまでもないわけですが、その内容が、企画財政課長の中山課長から、その部分だけかなり大きくしゃべったような気をするんですが、12.4％と、大分その分だけ、何か私の聞きようかどうかですが、強調されました。

これは、何回も原田町政のときに申し上げてきたので、非常にこの12.4％ということをメモしたんですけれども、これは経営努力、いわゆる茂木　晶町長、そして島貫啓一副町長、二人三脚、もちろん職員の皆さんの協力はあるわけですけれども、その茂木町政で、二人三脚で、島貫前というふうに申し上げるわけですが、副町長でやってきた、その結果の発表というふうにメモしたところです。

これ、ちょっと前置き長くなりますけれども、原田さんのときに、いろいろ、会派で、岡山県まで、私と淀　秀夫さんと島貫　偕さんで、十四郷クラブという会派で行ってきたとき、岡山では60何％というとんでもない数字のところがありまして、財調のパーセントがね、びっくりしてきたんですけれども。

本町にあっては、原田さんは、５％という数字を、前任者の批判ではないよ、５％というのは大変だ、数値目標を盛り込めと、何回も何回も、一つの、５ですよ、５、申し上げたんですが、言うことを聞かなかったというか、それは、町長の権限ですから、権限というか、仕事ですから。最後に、分かりやすく言えば、町民に向かって発表するならば、辞め際に５％と書いてあるんですよ。これは、私は評価しました。しかし、それを上回るんですよ、12.4ですからね、これ。何て褒めたらいいか分かんないくらいな、すばらしい実績というふうに思います。

総務省では、何ぼにしなさいとは国では言わないわけだけれども、いろいろなこの文献を事務当局からもいただき、視察に行きまして勉強した結果、10％は欲しいもんだという、国の総務省の、総務省はしょっちゅう町長はおいでになっていると思うんですけれども、そういう一つのアドバイスというか、指標で見ているようですが。10ね。ところが、それもさらに上回る。これ、ひとつ、あんまり倹約し過ぎますと、頼んだこともしてもらえない、これも困りますけれども、ただ、これは大事な、大きな実績というふうに、まず申させていただきたいと思います。

そこで、２つございます。一括議題に対する内容。

１つは、立地適正化計画に基づいて、都市再生整備計画というものを作成されました。

これ、振り返りますと、大河原さんが地域整備課長時代につくられた内容というふうに記憶しておりますし、資料を読み返しますと、大河原課長時代につくられた内容であります。繰り返しになりますが、この立適に基づいて、旧役場庁舎の跡地にまちなかテラスを建設され、過日、立派な竣工式典が、私は欠席しましたけれども、ありました。その後、羽前小松駅を拠点とした診療所の建設の説明を、私ども、受けたわけであります。

この流れを見ますと、この立適事業、まちなかテラスを第１回目の立適の申請された事業というふうに見るとすれば、今回の診療所は、立適の事業を基本にしておるという説明であったので、これ、第２回目のというふうに、つまり、繰り返しになりますが、まちなかテラスは第１回目、立適の申請で採択をいただいたという、そして、今回は、第２回目で診療所、立適、立地適正化計画の。これも、与党だからということになりますけれども、第２世代交付金、未来何とか交付金といいましたっけ、これは、言うなればソフトでしょう、言葉で言えばね。若干のハードもありますけれども、ソフトでしょう。茂木町長は、先ほども申し上げましたけれども、専決処分で申し上げましたが、繰り返しで申し上げませんが、これはハードですよね、ハード。だから、たった町長が就任されて２年間の中できもまなくてという

ふうに私は思うんですが、きもんでいると見ている町民もおることは先ほど申し上げました。それで、この、たった２年、３年目にして、ハードでしょう。それも、前任者というか、原田町長の積み残しで、ぶん投げてきたものなんですよ、これ。原田町長のぶん投げてきたものです。優先順位を、私は、間違ったと思いますよ。しかし、私も議員の一人として、それを反対もしたりもしたんですけれども、私も責任ありますよね、13分の１の。

元に戻りますけれども、そのようないわゆる立適事業を、大河原課長時代につくられたベースに乗って、そして、まちなかテラスが１回目、さらに今回の、茂木町長がハードに取り組まれているこれを２回目というふうに数えるとすれば、まず、そういう、見立てでいいかということだな、これは、担当課のほうがいいのかな。まず、町長もご答弁をいただきますけれども。私、勝手なことは言いませんが、いわゆる所管課である地域整備課になりますか、立適の基本はね。診療所は、これは、健康子育て課で一生懸命やっているのは分かりますけれども、立適が基本だということで考えれば、これは地域整備課長という、指名するわけでないけれども、そこをご答弁、その方の答弁をいただきながら、茂木町長からも、今言った、１回目、２回目、こういう見立てでいいのかということをお尋ね申し上げたいと思います。これは１つ目です。

２つ目は、いろいろこう仕事をされるに、一般会計の各事業の補正予算が先ほど提案されました。様々な事業を行うに当たり、業務量に見合った職員の数や職員配置について若干の心配をするわけで、これは、私の理屈から言わせれば、事務方のトップ、つまり副町長が答えるべき内容と思いますが、ご案内のとおり欠員であります。でありますから、調整監の有坂さんなのか、総務課長なのかと思いますが、これはやっぱりトップですよね。トップですよ。後ろ見て、有坂、答えるなとは言わないと思うので、トップですよ。ご見解をお伺いします。これは２点目です。

○議長　金子課長。

○地域整備課長　まず、１点目のご質問でございますが、髙橋議員からは、その立適事業を使っての１回目がテラスなのか、２回目は診療所かというご質問と承っております。

今、議員のご質問のとおり、１回目についてはテラス、２回目は診療所というふうな内容になっております。

以上でございます。

○議長　茂木町長。

○町長　ただいまの立地適正化計画の件につきましては、金子課長が申し上げたとおりでござ

いまして、髙橋議員からご指摘のとおりであると捉えております。

また、２つ目のご質問であります各種事業について、また業務量に見合った職員の数、また配置となっているかというご質問でございますが、３月の議会の一般質問のほうでも答弁させていただいて、また、それを、この４月の人事異動についても、しっかりと業務量に合った人事配置というところに心がけたところでございます。

○議長　髙橋輝行君。

○１０番　まず、１番目のを簡単に。お昼になるんでやめますけれども。

この立地適正化計画、立適、これは、様々事務方から、いわゆる金子課長を含め、レクチャーを受けたというか、聞きに行ったというか、だんだん、さっきＡＩなんていうのは言ったけれども、私に対しては残ってないけれども、何遍も聞けばちょっとは覚えるよね。何ぼ俺だってね。何遍も同じこと聞くわけだから。また来たかと言われるぐらい聞いたんですけれども。

その立適という言葉で何か通るようなんで、その立適、これは誘導という言葉、何回もこの金子さんに教えられたんで覚えたんですけれども、たまに有坂調整監からも教えられたりしたんだけれども、誘導でしょう。いわゆる、言うなれば起爆剤ですよね。診療所を造ることが全てでなく、テラスを造って終わったんでなく、起爆剤ですよね。そして、コンパクトシティ。俺、カタカナ弱いんだけれども、まず、それぐらい何回も金子課長に教えられたから覚えたわけですが、つまり、じゃ、第３弾、第４弾、あるだろうなと、で、金の問題と、こうなりますけれども、まず、若干矛盾しますが、１期４年間はゆっくりまず前任者の後始末だと言いながら、今、ここで、第２弾、第３弾、期待したような、期待するような発表を求めるような感じなんですけれども、これはゆっくり考えていただいて。ただ、そういうものなどはお考えでしょう。そして、また第６次総合計画、速度の整合性を持ちながらやっていくと思うんですが、そこのところは、再質問は、町長に、心配ない、俺について来いと、ばばーんとまたすばらしいの発表するということになろうかと思いますし、またご期待を申し上げたいわけです。それが立適に対する再質問です。

今度、業務量の関係の職員の数ですが、これは副町長が不在ですから、かなりな、茂木町長に負担、負荷がかかっていると思います。しかし、若くやったから、そんなものは乗り越えて、毎日仕事をされていることについては、大体、そっちの街道通ると、ほかのところ皆、消えてても、町長室だけついているから、まだ家さ行がねでやってんなというのは、大体、すかんで分かるわけですよ、まずね。ご苦労さまというふうに私は、私のみならず、多くの

町民が町長室の明かりを見ていると思うんですが、しかし、何というのは申し上げませんが、私に何もちくる職員がいたということではないよ、ちょっと聞いたときに、ちょっとマンパワーが足りないような感じ、もう少し手方が、言葉悪いけれども、手方がいるといいんだよなみたいな、ちゃちゃっとこう言ったり、感じたところがあったものだから、これをお聞きしたと。心配ねえということですが、さらに気配りをしていただいて、現場というか、職員というか。

だから、これは、一般質問で申し上げましたが、金とかなんとかでなくて、やっぱり、やるに、診療所だって、茂木町長は、３分の１の補助だったものを、立適にかみ合わせた結果、２分の１の補助と。その差が１億でしょう。茂木町長の政治判断で１億稼いでもらったわけですよ。ですから、手方が足りなければ、まあ、そんな簡単にいかねけれども、手方が足りなければ、そういうところに外注するなり、あるいは専門家に頼むなり。これは、経費がかかりますよ。その辺は、ひとつ頑張ってやっていただきたいというふうに、応援のことを言っているつもりですが、自信を持ってひとつ、自信を持っていらっしゃるわけですが、さらにマンパワーについては、お考えになればいいのでないかなという。

夏祭りもあるようですし、去年以上に町民は期待してますよね。これ、期待していれば、やっぱり職員に負荷がかかるんでしょ。例えば、よく分かんないけれども、うちの娘なんか、米沢から子供連れて来たんです。お父さん、今年も来るよと、去年よりグレードアップになるよと言っているんですよ。そして、当然、これは町長の陣頭指揮はいいけれども、それを受ける職員、限られた予算、負荷かかってきますよ。というふうに思うと、余計な心配かもしれませんが、このことを総括で上げた、一括議題で上げたところです。これもご答弁いただけますか。

以上２つです。

○議長　茂木町長。

○町長　ご質問ありがとうございます。

まず、１つ目のこの立地適正化計画、第３弾のところでございますが、現時点で次の計画というのは、今のところまだないというのが現状であります。ただ、議員ご指摘のとおり、この財源というのは非常に有効な補助事業でありますので、今後、中心市街地の活性化に当たりまして、必要が出てきましたら、こうした有効財源というのをしっかりと確保して、事業の推進に努めていきたいと考えているところであります。

もう一つの質問であります職員の皆さんへの配慮、まず、そうしたご心配をいただきまし

て、本当にありがとうございます。職員とヒアリングをしっかりと重ねながら進めてまいりたいと思います。

夏祭りの件もありましたけれども、やはり、町民の皆さんのために何をしていかなければならないかというところで、一部、そうした負担が増える場面も出てくるときも、もしかしたらあるかもしれません。ただ、誰のために、何のためにこの仕事を行っているのかというのもしっかり頭に入れていただいて、町民のためのそうした事業、また、仕事というのをできるというところは、非常に心がけていただきたいなと思います。

ただ、負荷をかけるだけではなく、どうしたら効率化を図れるか、また、仕事量を調整できるかということに関しては、しっかりと職員の皆さんとヒアリングを重ねながら進めてまいりたいと思います。

○議長　髙橋輝行君。

○１０番　お昼ですからなっちゃうのでないけれども、まず一つ。

第３弾はお持ちだと思いますが、ただ発表しないだけであろうかと思います。大いに期待。３弾だけでなく、３弾、４弾と。長井の例などもあるようでございます。どうかひとつ参考に、大いにご期待を申し上げ、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長　ほかに。

橋本欣一君。

○９番　時間ないということでございますけれども、簡単に。

物価高騰対策で、デジタル通貨なども、今回、予算になっているようでございますけれども、物価対応対策として施策をなされるわけですけれども、一方では、施設の使用料、あるいは水道料の引上げということで、物価高騰対策が帳消しになるんじゃないかなというふうな思いがあるわけですけれども、ぜひ、何というか、せめて12月から、十分な周知期間を置いて12月から徴収するということですけれども、来年の年度初めから徴収するなりという引き延ばしをしていただきながら町民の理解を得るということをお考えではないでしょうかね。

○議長　茂木町長。

○町長　町民の皆さんの負担が増えるというのは、非常に私も心苦しいところであります。できるだけ国の補助金などを活用しながら、町民の皆さんの負担を抑えられるように、しっかりと検討してまいりたいと思います。

○議長　橋本欣一君。

○９番　特に水道料については、大幅な値上げになるということで、県下でも一番高いというクラスになるわけでございますけれども、私、分科会担当でございませんので、ちょっと個別の質問になると思うんですけれども、ぜひ、一般会計から投入しながら、もちろん独立採算制であるということを聞いておるわけですけれども、一般会計から投入をしながら、緩和措置をとって、徐々に引き上げるという方策を取るべきではないかなという、このように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長　茂木町長。

○町長　長期的なというか、しっかりと経営計画というんですか、しっかりつくっていくためには、こうせざるを得なかったというのが現状であります。ただし、ただいま申し上げましたように、町民の皆さんの負担を少しでも減らすような、そうした施策のほうを検討してまいりたいと考えております。

○議長　橋本欣一君。

○９番　ぜひ、経営の重要要望項目にはもうあるわけですけれども、水道の広域化、あるいは責任水量といったものの契約料の引下げ、あるいは、広域化の一環でしょうけれども、水道のメンテナンスの広域化なども、ぜひ、年度末まで、それぞれ悩んでいる市町村と一緒に県に交渉する、地域の中で交渉するということを取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長　ほかに。

（な　　し）

○議長　ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後１時15分といたします。

（午後　零時０１分）

○議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後　１時１５分）

◎議案の委員会付託

○議長　日程第15、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第１項の規定により、日程第８、議第50号

使用料、手数料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の設定についてから日程第14、議第49号　令和８年度川西町下水道事業会計補正予算（第１号）までの７議案を、内容審査のため、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願の付託

○議長　日程第16、請願の付託を行います。

今回受理いたしました請願は５件であります。

請願第２号　副町長の選任に関する請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員髙橋輝行君。

○１０番　ここで言うのかな。

○議長　自席でお願いします。

○１０番　ＡＩというのがありますよね。さっき、町長は若くやったから、いろいろな、私の娘の例も申し上げましたが、今の最先端、行っていると思います、茂木町長はね。さっき、言葉が分かんなかった、メカ、メカに弱いんですよ。その言葉をちょっと、探したけれども誰も言うないなかったけれども、メカに弱いんですよ。弱いけれども、何かちょっと教えられると……。ちょっと、議長、前を見ますよ。イメージだから。何とかかんとか、ついていけるんですよね。

時田、ありますよね。床屋さん。公民館あるんです。百歳体操で、10人くらい週に１回集まるんですよね。私、顔を出したんですよ。一人で、ＤＶＤ、あれかけて、年寄りでやってんのかと言ったんです。床屋の親父はメカに強いから。いやいや、大丈夫だと言うけれども、１回教えたら、やると言うんです。びっくりしたんです。そういう、何ていうか、80代、90代のおばあちゃん５人、10人が、テレビ、公民館にあるから、引っ張り出して、そこで接続して。それを覚えるまでは、何回か失敗あったと思うけれども。それなんですよね。それは

ＡＩではないけれども。操作、今、簡単にできるんでしょう。私も、この前、メカに弱いから、息子が、福祉の仕事をしているんだけれども、おやじよということで、携帯、あるかと、やったら、３分、５分でＡＩへ接続できると。いやいや、いいと言ったんだけれども、まずじゃなくてと言って、接続されたから、今、議会では無役だから、暇しているんですよ、そこで、ちょっとやってみたんです。いろいろ出てくるのね。今の時代に合わせれば、野球の阿部監督の娘が云々かんぬんで、ＡＩで何とかかんとかと。何だかと言うと、そのＡＩの中で、議長、本論に入ります。

メモを、ちょちょちょといっぱいメモする、メカに弱いから、手書きで。事務方の力も借りながら、ちょっと整理した内容で。

私、言ってないんで。ＡＩ。まだかぶれているわけでないんで、ＡＩ。

一般論ですよ。有能な人材確保という言葉があったんです。有能な人材確保。ざっとはしょって言います。るる書かっているけれども、議会で、議会で何を言われるか分からないから受けたくないという、非常に分かりやすい、俺の能力さあった、表現。いろいろ書かっていますけれども。一般論です。ＡＩ、言っていること。有能な人材確保。今の何か、これからの何かというのでなくて、そういうイメージも沸きますけれども、有能な人材確保。議会で何言われるか分からないから受けないというようなことになれば、町政、不利益、マイナスだという、目からうろこのような、本当に分かりやすい。あらかじめ政策論争の集中と書かれておりますけれども、議会は本来、政策論争でしょう。これ、ＡＩ言ってる、私言ってるんでない。あらかじめ人物評価はしないと書かれている。一般論ですよ。

あと１つ２つ申し上げて、請願書に入りますけれども、地方自治法の特性とプライバシーへの配慮という２つの大きな、よく聞いてほしいね、こちらの、理由がある。いろいろ書かってる。

最後ですけれども、町長が、議会は同意権だと、同意すると。提案されて、うわさ話じゃなくて、提案、こう書いたもので、タブレットだけれども、書いたもので出されて、茂木町長ということばかりでなく一般論で、ＡＩが言っている、何回も言うように。議会の権限は同意権だと、議決ということもあるけれども、同意権。人事はね。町長が提示する、茂木町長が提示する内容は、これは、議会は決定権ではなくて、同意権だと。俺も40年バッジつけさせてもらったけれども、何となく分かんなかったんだけれども、すかっとこう目が覚めるような分かりやすい、夜中もっくらもっくらと見て書いた内容ですけれどもね。事務方に整理してもらったんで。整理って、書いたものそっくりですよ、そのまま。

任命権は町長にある、議会の役割はチェックだと、これはそのとおりですよ、今。任命権の行使が、任命権の行使、つまり町長だから。任命権の行使の妥当性、これを判断するのが議員なんだと、こういう内容。ほかにもいろいろあります。

それで、内容に入ります。

本田一雄さんの、請願者の内容です。ご案内のとおり、若干、ご存じない方もおるかもしれませんので、プロフィールを申し上げますけれども、元川西町商工会の副会長もされましたね。それから、観光協会の理事等も含めて、いろいろ、元気なときは、茂木町長もご存じだと思いますが、私も一緒に、商工会の青年部長、そして、私は町の青年団長というような中で、冬祭りなどもやってきた方です。その方が、私を訪ねられまして、そして、副町長の選任に関する請願出すんで、お前、紹介議員になってくれということでした。

若干整理した内容がありますので、読み上げて、内容に入りたいと思いますけれども。

紹介議員として、請願内容の経緯、主旨を申し上げますと。私が申し上げるわけですよ。過日、請願者である本田一雄氏から相談を受けたのが、副町長選任に関する請願の始まりであります。本田一雄氏からは、なぜ副町長が任期満了前に辞職したのか、島貫啓一さんですよね、本田一雄氏から、なぜ島貫啓一前副町長が任期満了前に辞職したのか、そして、後任は、後任はですよ、よく聞いてね、後任は誰か、輝行知っているかと、こういうお尋ねでした。文は、議員として知っているだろうかと問われたと書いておりますけれども、輝行おまえ知っているのかという、訪ねて来てのお尋ねでした。しかし、私は、辞職の理由も知らないし、後任の人選の動向、候補者についても知らないと答えるしか答えようがなかった。これは、私、うそ言っていないから。俗に言うぼっこしにはまっていないから、俺。しかし、ふるさとを川西に持つ人が、本田一雄さんですよね、長井にいらっしゃいますからね、ふるさとを川西に持つ本田さんが、町外からこの現状に疑問、不安を抱かせる、町外にいる人に抱かせることは、町としては、茂木町長、これ議会に請願しているんですけれども、町としては大きなマイナスイメージになるとの思いから、このたびの請願書を出そう、そして輝行に紹介議員になってくれということだということでありました。

副町長の選任については、ご承知のとおり、これは茂木町長に言ってないよ、請願が我々直に来ているわけですから、これから審査するわけですが、副町長の選任については、ご承知のとおり、地方自治法162条において、町長が、つまり茂木　晶町長が議会の同意を得て、これを選任すると定められておることは、ご案内のとおりであります。その任期は４年であります。

当時、議員として、つまり２年前ですよね、島啓さん、そのとき、私も同意をしました。地方自治法に基づいた茂木町長からの提案でありますし、当然、間違いのない人だということは、私も、島啓さんとは40年来のお付き合いですから、賛成をしました。そしてまた、茂木町政にあっては、何度も申し上げておりますが、与党だという、今も、これからも、そういう気持ちでありますから、賛成をしました。２年前であります。当時、今申し上げたとおりで、そして、この空席となっている状況を早急に解決すべきと本田さんも考えておりますし、私も考えております。当然、当事者になる茂木町長にあっても同様かと思います。

ただし、後任人事の提案があった場合は、我々議会は、私も含め議会は、当然、公正な視点をもって判断すべきであることを強く申し上げたいと思います。決して、そんなことはないと思うけれども、間違っても、いたずらに風評、誹謗中傷に惑わされることのないよう、十分注意をしていかなければならないと思います。これは、私ども議員のみならず、提案される茂木　晶町長にあっても、関係する関係者も、同様かと思います。

そのような私の所見、さらには、本田氏が私に依頼をされた内容を、今、合わせて、前段、発表をさせていただいたところであります。

請願内容については、朗読をもって代えさせていただきたいと思います。

副町長の選任に関する請願。

紹介議員髙橋輝行。

令和８年５月27日。

請願者、長井市四ツ谷一丁目11－10－６、本田一雄。

鈴木幸廣議長殿。

副町長の選任に関する請願。

過日、新聞報道で、副町長が、本年５月31日をもって、任期途中にもかかわらず辞任することを知り、大変驚いております。川西町をふるさとに持つ一人として、辞任されるに至った理由を詮索したり勝手に推測することは控え、ただただ重責を全うされたことにご慰労を申し上げます。

島貫前副町長に対する意味合いの言葉だと思います。

さて、その後任人事についてでございますが、茂木　晶長の右腕として行政実務のリーダー役が不在であることは、町政運営に望ましくないというふうに思います。

本田氏が申された内容であります。

つきましては、下記のとおり請願します。

記

後任にあたっては、過度な偏向や憶測にとらわれることなく、客観的視点をもって判断するなど、適切な対応を図ること。

以上であります。

○議長　本請願は、総務文教常任委員会に付託いたします。

請願第３号　核兵器禁止条約（ＴＰＮＷ）への日本政府の署名と批准を求める意見書提出についての請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員吉村　徹君。

○６番　私から、核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書提出についての請願をご紹介申し上げます。

請願者は、山形市木の実町12－37、山形県平和センター気付、世界から核兵器をなくす県民の会、共同代表、遠藤　学、中島幸裕、両名からでございます。

川西町議会、鈴木幸廣殿。

請願の趣旨。

核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書を国に対して提出してください。

請願の理由。

1945年に第二次世界大戦が終了して81年が経過し、被爆者の平均年齢は86歳を超えた。日本では広島・長崎に原子爆弾が投下され、未曽有の被害を被った。戦争の悲惨さを知る世代が少なくなる中、世界では核兵器を背景に他国に脅威を与え領土を拡張する動きが頻発している。

核兵器は、ひとたび使用されれば無差別に多数の人命を奪い、長期にわたり放射線被害をもたらす非人道的な兵器であり、国際人道法の精神にも反するものである。被爆地・広島、長崎の住民はもとより、そのときその場を訪れていた人々が経験した惨禍は、核兵器の非人道性とその使用がもたらす壊滅的影響を世界に示した。

2017年、国連において「核兵器禁止条約」が採択され、2021年に発効した。本条約は、核兵器の開発、保有、使用及びその威嚇を包括的に禁止し、被爆者支援や環境回復を含め、核兵器のない世界に向けた国際社会の重要な一歩である、現在、本条約に99の国と地城が署名し、74の国と地域が批准している。核兵器廃絶に向けた国際規範が着実に広がっている。

一方、日本は、世界唯一の戦争被爆国でありながら、未だに本条約に署名・批准していな

い。核兵器の惨禍を経験した国として、核兵器廃絶に向け先頭に立つべき歴史的・道義的責任がある。

地方自治体は、住民の生命・安全・平和な暮らしを守る立場から、国の平和政策に対して意見を表明する重要な役割を担っている。地方議会が、核兵器のない世界を求める意思を明確に示し、日本政府に対し核兵器禁止条約への署名及び批准を求める意見書を提出することは、国民世論を反映し、平和外交を後押しする意義深い取り組みと考える。山形県では既に25の市町村が核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求めるよう意見書を提出している。貴議会においても、意見書を提出されるよう求める。

以上であります。

担当常任委員会におかれましては、慎重審査の上、国への意見書提出に向けて、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長　本請願は総務文教常任委員会に付託いたします。

請願第４号　ＪＲ羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備促進に係る請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員髙橋輝行君。

○１０番　これは、議会に出されている内容ですけれども、茂木町長、せっかくの機会ですから、認識を共有する意味で申し上げたいと思いますが、俗に言う、田舎だから分かりやすく、俗に言う、高橋和男前町長、伏見屋さんが、第３次だったですか、総合計画に上げたんですよ。当時の課長補佐が建築士が町におりまして、図面まで作ったんですよ。イメージは、高畠駅のああいうイメージですよね。私は見ました、その図面。頑張ろうと、過疎債は何に使う、いろいろ東京側で検討された経過がありました。それ、実現に至らず、今度、原田町長が当選されました。原田町長はそれを消したんですよ。政治判断ですね。何とも仕方ない。私は申し上げたんだけれども、原田俊二町長は消したんですよ。

今回、今度、茂木町長になりました。第６次。かかっておりませんけれども、総合計画の構想を見れば、こういう意味合いのことについても、非常に茂木町長はご理解が深い、そういう感じを持ったので、改めて診療所が、先ほど申し上げた内容、進んでいくとすれば、今、改めて、この内容をもう一回クローズアップして取り組むというようなことが、何の事業に当てはめるかは別として、必要でないかということで、そういう考え方から、請願で紹介議員になってくれということだったので、この請願者は、俗に言う園部八百屋のおやじですよ

ね。園部義一さん、園部八百屋のおやじですよ。園部八百屋のおやじさんについては、過日の議会で、三菱鉛筆さんの土地利用に、民間の土地でありますが、将来云々かんぬんということで、これは議会で採択になった内容がございます。そのときも、園部八百屋のおやじに署名いただいて、そのときの紹介議員は、私と寒河江　司議員と、誰だっけ、鈴木孝之議員、あと誰だっけ。あなたと俺と。あの三菱のとき。

（発言する者あり）

○１０番　長谷庄か。渡部秀一さんです。そのときはね。そのときは何となく仲よかったもんだから、一緒に。今、仲悪いわけでないけれども。何となく仲よかったから、私が声をかけたんです。今回は私だけです。仲悪くなったわけでないけれども、私だけ。

その内容です。読み上げます。

簡単に申し上げます。

ＪＲ羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備促進に係る請願。

現在、役場庁舎が駅東区域へ移転し、中心市街地のシンボルとも言える役場庁舎の移転に伴い、人や物の流れが変わり、町なかのにぎわいが損なわれると懸念される声もあったところです。

一方、中心市街地の活性化に向け、旧役場庁舎の跡地利用で川西まちなかテラス、私はこれ大反対なんですけれども、なぜならば、それは、複合といったものをてんつ語られたということですよ。作文に入ります。川西まちなかテラスが完成し新たな人の流れを生み出し、にぎわいを図ろうとしております。これは理解します。

そのためには、ＪＲ羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できるアクセス機能の向上が必要です。

役場庁舎の駅東側区域への移転に伴い、人の往来や物流が駅東に流れていることから、駅西の中心市街地のにぎわいづくりを図るとともに、町民はもとより川西町を訪れる方々の利便性を向上させるためにも、駅の東西を自由に往来できる自由通路の整備に取り組むべきです。

ついては、下記のとおり請願します。

記

ＪＲ羽前小松駅の東西区間をスムーズに往来できる自由通路の整備を強力に推進すること。

所管の委員会にあっては、慎重なご審議をいただきたい。

以上であります。

○議長　本請願は、総務文教常任委員会に付託いたします。

請願第５号　ＪＲ羽前小松駅前の駐車場確保に係る請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員髙橋輝行君。

○１０番　園部義則さん、これは、参田というお店やっているところの、園部八百屋さんの、先ほどは親父、これは息子。ちょっと荒っぽい表現ですけれども。

過日、そんなにも前でないけれども、私は女房を連れて、居酒屋のほうでなくて、こっちの、何かやんばいに古材使ってやっている焼き鳥の何かがあるよね。行ったんです。そうしたら、その参田の息子さん、園部の息子さん。輝行さん、その駐車場どうなんのやと。私はそれなりに知っておったけれども、目の前に町長いたんでねえか、俺さ聞くなと。これ、間違って説明すっと悪いから、そこさ行って聞いてこいと言ったんですよ。そんな乱暴なこと言わないけれどもね。女房と二人だから、あと、お客さんいない、こっちね、カウンターの。そうかと。でも、ああいう、ぶさぶさっていう感じだから、ハートはいい息子さん、わかっけれども。ほだげんどって言うから、あんまり、そういうの、そこさ行って聞いてこいと。そうしたら、三菱の土地、空いたべと。私、なおさら分かんねえと。議員なんていうのは、みんな分かっているようなことを語ってっけんども、提案されてはじめて、提案されないのにお前、家さ行って聞いてこいと。毎日、東京さ行っているわけじゃねえから、行ってこいと。とうことで、終わったんです。

気になったもんですから、商工観光課、安部課長に調べてもらったんですが、今の町の財産ですよね。砂利敷いて、やんばいに、トラロープなんか張って、行儀よく止められるように何か、やってますよね。その参田の息子に言われてから、特に止まって見たりしたんですけれどもね。今朝も早くから、ちょっとあの辺ぶらっと散歩したんですけれどもね、早朝に。

何か、安部課長から調べていただいたことによりますと、参田さん、茂木食堂さん、あっさりさん、そして、フェイストゥフェイス、そして、友三、焼き鳥屋さん、予定、という、５人の若い衆ということですね。何か、ボランティアで除雪をされている。それは、お客さん、自分とこ、茂木食堂に行きますよね。あるいは、参田のほうにも行く、あっさりにも行くということでしょう。ボランティアでやっているようです。今直前、企画財政課長の中山さんに聞いても、お金が出ていないということはボランティアですよね。

つまり、女房と行ったときに、ずっと、そこさ舗装なんてしてもらわなくたって、車、置かれるようにだといいよなということは言わなかったけれども、そういう思いをちくちくと、

俺がどの程度知っているかと思って、様子探りをするわけですよ。俺は、茂木町長に怒られていらんねから、俺、分からないと。そこさ行って聞いてこいって家の前でしょう。

そんな背景をちょっと紹介申し上げ、請願文に入ります。

ＪＲ羽前小松駅前の駐車場確保に係る請願。

紹介議員髙橋輝行。

８年５月28日。

上小松1612－13、園部義則。園部八百屋の息子さんのほうです。

読み上げます。

ＪＲ羽前小松駅前の駐車場確保に係る請願。

現在、町ではＪＲ羽前小松駅西に、側って言わないで分かりやすく西に、中心市街地活性化の誘導施設として公立置賜川西診療所の移転改築計画を進めています。予定されている位置には、現在、駅前駐車場として利用している箇所が含まれており、中心市街地の課題解決においても有効な土地だと認識しています。公立置賜川西診療所が完成した後も、駐車場の確保など住民の利活用を考えた土地利用が必要と思う。

ついては、下記のとおり請願する。

記

住民の利便性を向上させるためにも、ＪＲ小松駅前駐車場整備を推進すること。

先ほどあった、それ、町の土地だから、車置くなと言えば置かんねごでなと。だげど診療所の駐車場、ちょっと置かせてもらっていいんだべかね。茂木町長に聞いてくると駄目って言われるかなと。町長だから、今までの茂木　晶ならばよかったんだけれども、町長なもんだから、園部の息子さんも、おっかなびっくりじゃないけれども、かなり慎重なんですよ。そういう状態が分かるものだから、何ぼ俺も、ちっと知っているふりして、ああだこうだなんて言えないでしょう。この誘導なんか全部、金子課長に教えられて、また、前の担当であった大河原課長からも、俺、聞いたからレクチャーを受けたり。そして、この誘導という言葉、やっとちょっと覚えたなよ。ちょろちょろって語らんねえべ、俺も。

そういうことを踏まえた、いわゆる思いをここに、若干、文章については、アドバイスしたことは事実ですが、だけれども、そういう思い。どうかひとつ、家の前の方でございますので、あまり町長だでなくて、茂木　晶としておっというような感じで聞いていただければ、よりよい構想が出てくるものと思います。

以上であります。

○議長　本請願は、総務文教常任委員会に付託いたします。

請願第６号　置賜広域水道用水供給事業の責任水量に関する請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員鈴木孝之君。

○２番　２番、鈴木です。

最後の請願になりますが、私のほうから紹介をさせていただきます。

本町における置賜広域水道受水の経過については、昭和57年４月に第４次拡張事業の認可を受け、翌年、昭和58年４月に給水量の一部の受水を開始しました。その後、平成19年９月、諏訪浄水場の機能停止に伴い、これにより同年10月から全量受水となり、現在に至っております。５月20日付の山形新聞の報道にもあったとおり、広域水道料の改定が検討されることから、以下の請願を行うものであります。

請願書。

置賜広域水道用水供給事業の責任水量に関する請願。

紹介議員については、私と髙橋輝行議員であります。

請願者につきましては、川西町大字上小松2326－11、金子洋一氏であります。

川西町議会議長、鈴木幸廣殿。

朗読をもって紹介させていただきます。

置賜広域水道用水供給事業の責任水量に関する請願。

本町は、山形県企業局の置賜広域水道用水供給事業により町内全域を受水しており、令和10年度から基本料金や使用料金の改定が予定されています。

この中で課題となっているのが責任水量です。責任水量については、山形県企業局と契約を結び、契約した水量分まで水道料金を支払う内容となっています。

町では、令和４年度以降、責任水量まで達した経過がないため、使用していない水道料金まで支払っている状況です。

ついては、下記のとおり県企業局に対して働きかけるよう請願します。

記

今後、人口減少が進み、使用量の減少が見込まれるため、固定費となっている責任水量について、柔軟に対応できるようにすること。

このことは、先ほども橋本議員からありましたように、全議員が思っていることではないかと、私なりに感じているところであります。

所属委員会におかれましては、慎重審議の上に、ご可決いただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議長　本請願は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長　以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、千葉県旭市、宇井　敦氏より、ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書、学校教育の中立性と透明性を守る山形県民の会より、公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情が、お手元に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

（午後　１時５７分）